

## 第5回広島市・海田町合併研究協議会 会議要旨

平成14年(2002年)12月25日(水曜日)午後3時から4時20分まで、広島市議会議事堂4階全員協議会室において、第5回広島市・海田町合併研究協議会を開催した。会議の概要は次のとおりである。

### 1 会議の次第

- (1) 開会
- (2) 議事
  - 議題1 合併の期日(案)【協議番号第14号】
  - 議題2 議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第15号】
  - 議題3 合併後における旧海田町議会議員の取扱い(案)【協議番号第16号】
  - 議題4 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い(案)【協議番号第17号】
  - 議題5 行政機関の設置及び組織の取扱い(案)【協議番号第18号】
  - 議題6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第19号】
  - 議題7 税の取扱い(案)【協議番号第20号】
  - 議題8 補助金等の取扱い(案)【協議番号第21号】
  - 議題9 国民健康保険事業の取扱い(案)【協議番号第22号】
  - 議題10 水道事業の取扱い(案)【協議番号第23号】
  - 議題11 広島市・海田町合併建設計画素案(事業計画・財政計画(案))
- (3) 閉会

### 2 出席委員の氏名

#### <広島市>

会長	広島市長	秋葉 忠利	
委員	広島市議会議長	平野 博昭	
委員	広島市議会副議長	戸田 満	
委員	広島市議会大都市制度推進対策特別委員会委員長	木山 徳和	
委員	広島市議会大都市制度推進対策特別委員会副委員長	村上 通明	
委員	広島市議会大都市制度推進対策特別委員会副委員長	若林 新三	
委員	広島市議会総務委員長	熊本 憲三	
委員	広島市助役	山田 康	
監事	広島市収入役	伊藤 利彦	
委員	広島市企画総務局長	三宅 吉彦	
委員	広島市財政局長	平野 隆	
委員	広島市議会事務局長	原田 尚武	

#### <海田町>

副会長	海田町長	加藤 天	
委員	海田町議会議長	河野 道昭	
委員	海田町議会副議長	中岡 長一	
委員	海田町議会合併問題調査特別委員会委員長	前田 勝男	
委員	海田町議会議員	山岡 寛次	
委員	海田町議会議員	住吉 充	

委員	海田町議会議員	原田 幸治
委員	海田町議会議員	齋木 貞暁
委員	海田町助役	松岡 修士
監事	海田町収入役	正木 洋
委員	海田町企画部長	中野 潔
委員	海田町総務部長	上條 正弘

### 3 公開・非公開の別

公開

### 4 傍聴人の人数

2人

### 5 会議資料名

第5回広島市・海田町合併研究協議会資料

### 6 会議要旨

#### (1) 開会

#### (2) 議事

- 議題1 合併の期日(案)【協議番号第14号】
- 議題2 議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第15号】
- 議題3 合併後における旧海田町議会議員の取扱い(案)【協議番号第16号】
- 議題4 合併後における旧海田町の特別職等の職員の取扱い(案)【協議番号第17号】
- 議題5 行政機関の設置及び組織の取扱い(案)【協議番号第18号】
- 議題6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第19号】
- 議題7 税の取扱い(案)【協議番号第20号】
- 議題8 補助金等の取扱い(案)【協議番号第21号】
- 議題9 国民健康保険事業の取扱い(案)【協議番号第22号】
- 議題10 水道事業の取扱い(案)【協議番号第23号】
- 議題11 広島市・海田町合併建設計画素案(事業計画・財政計画(案))

11の議題について、配布資料により事務局長から一括して説明があった。

これに対して、議長(会長)の議事進行により、以下のとおり質疑応答があった。

原田委員から、議題5「行政機関の設置及び組織の取扱い(案)」の調整方針について、「区役所の出張所は設置しない。」という方針案の再考を求める旨及び、「合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧海田町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講じる。」という方針案の意味について説明を求める旨の発言があった。

これに対して事務局から、安芸区役所と海田町役場は距離的にも近く、公共交通機関を利用すると、安芸区役所のみで事務処理を行っても住民の利便性は低下しないことを、具体的に現地でも検証しており、出張所の設置は困難である旨の説明があった。また、附属機関について、「必要に応じて適切な措置を講じる」とは、委員の改選などを行う際に、海田町にも配慮していくという趣旨であり、広島市のこれまでの合併においても同様の表現をしている旨の説明があった。

齋木委員から、出張所の件で混乱しているのは、時間的に急いでおり、調査・説明が不十分になっているためである旨の発言があった。

山岡委員から、議題 11「広島市・海田町合併建設計画素案（事業計画・財政計画（案）」について、教育関連予算があまりに少ないと思われるので、再考を求める旨の発言があった。

これに対して事務局から、合併建設計画素案については、海田町の第3次総合基本計画の事業を洗い出し、現地も調査した上で、広島市の基準との整合性、広島市とのバランス、事業の必要性、緊急性等を勘案し、最終的に海田町と長時間かけて検討したものである旨の説明があった。

この説明に対して再度山岡委員から、公園整備に関する予算額が多額になっているが、教育のほうが優先されるべきであると考えているので、調整はできないのか、との発言があった。

これに対し、事務局から、現在まとめている836億円という事業費は概算であり、個別の事業、事業費については、今後の協議で当然変更もありうると考えているが、全体規模については財源の問題もあるため、836億円という枠内で調整願いたいと考えている旨の説明があった。

齋木委員から、一般的に任意協議会で決定したことを法定協議会で覆すことはできないと言われているが、今回は急いでいるために積み残しもあるので、法定協議会での変更を要望することがありうる旨、また、合併建設計画素案について、広島市は海田町を東部の拠点として重点的に整備するということであるから、合併特例債分を全て海田町に投入することはそれでよいが、広島市が単独の市費をいくら投入するのか教えてほしい旨、また、議題10「水道事業の取扱い（案）」についても、当初から十分に説明を聞いていれば納得できたかもしれないが、急ぐあまり資料や調査が不十分になっている旨、また、自分としては任意協議会を延長したほうがよいと言っているが、町長の任期の問題等の議論があるので、その点も説明してほしい旨の発言があった。

これに対して事務局から、スケジュールについては、年明けに住民説明をするので一旦まとめたほうがよいという議論もあって、任意協議会は年内の実施としており、今後も法定協議会までの期間及び法定協議会で調整が可能であると考えている旨、また、合併建設計画素案については、本来広島市と海田町の両方に充当できる合併特例債及び合併に伴う交付税を全て合併建設計画素案の財源とし、海田町に投入すること等により、836億円というかなりの規模を確保することができている旨の説明があった。

原田委員から、出張所の取扱い、教育の問題及び水道の問題については、もう少し時間を取って協議調整してほしい旨の発言があった。

山田委員から、出張所の取扱いについては、広島市としては事務局説明のとおり必要ないと考えているが、異論が出ており、協議がすぐには整いそうにないので、引き続き法定協議会までに調整してはどうかとの提案があった。

住吉委員から、出張所の取扱いについては、距離や時間の問題ではなく、住民感情の問題だということを十分理解して引き続き検討願いたい旨の発言があった。

事務局から、水道事業の取扱いについては、水道法及び地方公営企業法により、同一の給水区域内については同一料金の適用という原則があるため、広島市に統一するという事で海田町とも整理している旨、また、海田町の水道料金が安いのは、浄水場を大規模改修もなく30年から40年稼働していることにより、現在、最も料金を低減できる時期となっている旨、また、最新の収支計画試算では、海田町が単独で水道事業を運営した場合、平成17年度には大幅な料金値上げが必要になるとの試算もあり、合併だけが料金値上げの要因ではない旨、また、合併建設計画素案における水道関係予算は31億3,700万円となっているが、これは当

初海田町から提案があった 27 億円に、海田町の水道事業収入の約 1 年分に当たる 4 億円を増額し、安定給水を図っていくことにしているものであるので、総合的に判断願いたい旨の説明があった。

中岡委員から、水道料金は海田町の全世帯に関わる問題であるので、事務局説明が原則であっても、せめて合併する平成 16 年度ぐらいは現行のままでよいのではないかと、また、合併しても瀬野川の水は豊富にあり、現在の急速ろ過装置も十分使用できるので、そのあたりも考慮してほしい旨の発言があった。

これに対して事務局から、水道料金については、使用者間の負担の公平確保が必要であり、独立採算で行っている水道事業において、海田町の利用者だけに安い料金を適用するということは、他の利用者が負担を被るということになるため、法の原則のもと、1 年であっても段階的措置は困難であるとの説明があった。

以上の質疑応答を踏まえ、議長が、出張所の取扱いについては、引き続き法定協議会に向けて調整を行うこと、合併建設計画素案の教育関連予算については、全体規模の枠内での調整とすること、水道料金については、法的な限界があることから、原則を柔軟にするわけにはいかないが、町民への周知等に時間的余裕が必要ということであるので、取扱いについては事務局での適切な対応により措置すること及び、出張所及び水道を除く案件については、原案のとおり進めることとすることを提案し、全会一致で了承された。

議長は、以上を持って本日の議題の協議を終了した旨を述べた。

続いて議長から、今後の協議会の予定について、協議結果については、報告書及びパンフレットを作成するとともに、決算を行ったうえ、3 月末を目途に解散することにし、また、決算については、監事による監査の後、副会長と会長の承認を持って処理する旨、提案があり、全会一致で了承された。

### (3) 閉会

会議の終わりにあたり、会長と副会長からあいさつがあり、閉会した。